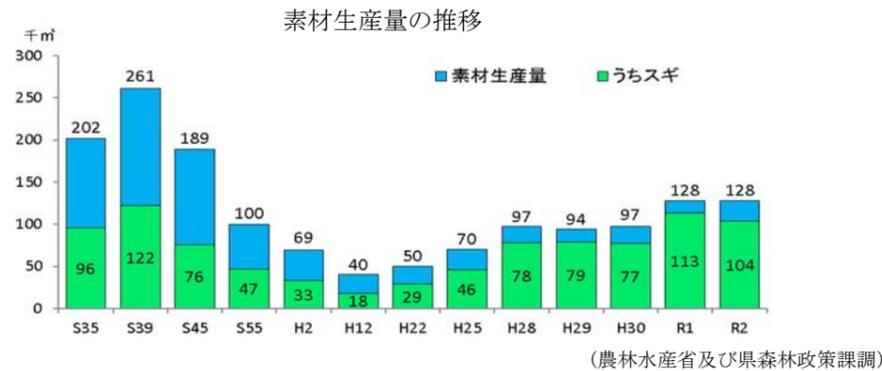


県産材の利用の促進に関する基本計画の改定 【新旧対照表】

変更後（案）	変更前	備考
<p>序 章 策定の趣旨等</p> <p>1 策定の趣旨 この「県産材の利用促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、県産材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として定めるものであり、県産材の適切な供給及び利用の促進により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とした「富山県県産材利用促進条例」（以下「条例」という。）第8条第1項に基づくものです。</p> <p>2 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間とし、条例第8条第6項の規定により、5年ごとに見直しを行います。</p> <p>3 基本計画の位置付け この基本計画は、県の森林・林業行政の基本指針となる「富山県森林・林業振興計画」における、県産材の利用促進に関する個別計画となるものです。 また、森林の適正な整備及び木材自給率の向上に寄与し、脱炭素社会の実現に資することを目的とした「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「改正木材利用促進法」という。）第11条第1項に基づく都道府県方針として位置付けるとともに、「富山県SDGs未来都市計画」との調和を図ります。</p> <p>第1章 県産材を取り巻く状況</p> <p>1 県内の人工林の現況 県内の民有林約18万haのうち、約5万1千haがスギを主体とした人工林となっています。現在、9齢級（41～45年生）以上が面積では約84%、蓄積では約90%を占め、本格的な利用期を迎えています。</p>  <p>※1 齢級は5年 (R2.3.31 現在 県森林政策課調)</p>	<p>序 章 策定の趣旨等</p> <p>1 策定の趣旨 この「県産材の利用促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、県産材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として定めるものであり、県産材の適切な供給及び利用の促進により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とした「富山県県産材利用促進条例」（以下「条例」という。）第8条第1項に基づくものです。</p> <p>2 計画期間 平成29年度から平成33年度までの5年間とし、条例第8条第6項の規定により、5年ごとに見直しを行います。</p> <p>3 基本計画の位置付け この基本計画は、県の森林・林業行政の基本指針となる「富山県森林・林業振興計画」における、県産材の利用促進に関する個別計画となるものです。</p> <p>第1章 県産材を取り巻く状況</p> <p>1 県内の人工林の現況 県内の民有林約18万haのうち、約5万haがスギを主体とした人工林となっています。現在、9齢級（41～45年生）以上が面積、蓄積ともに約8割を占め、本格的な利用期を迎えています。</p>  <p>※1 齢級は5年 (H27.3.31 現在 県森林政策課調)</p>	<p>計画期間の変更</p> <p>改正木促法、県 SDGs 計画との整合 従来の県の木材利用推進方針は、基本計画と重複することから廃止</p> <p>第1章は 以下、時点修正</p>

2 素材生産量

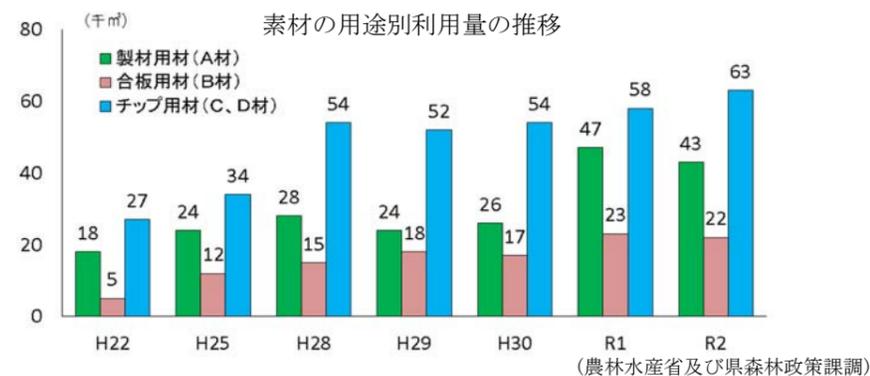
県内の素材生産量は、昭和 39 年の 26 万 1 千 m³ をピークに減少し、平成 15 年には過去最低となる 3 万 6 千 m³ となりました。その後、人工林資源が充実してきたことから、「富山県県産材利用促進条例」に基づき、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を基本に、間伐の着実な実施や林業担い手の確保・育成など川上での取組みに加え、木材加工施設の整備など川下での取組みを一体的に進めてきた結果、令和 2 年の素材生産量は、平成 30 年の約 3 割増となる 12 万 8 千 m³ となり、スギを主体に増加しています。



3 素材の用途別利用量

製材用材 (A材) は、主に建築用として大半が県内の製材工場に、また、合板用材 (B材) は、ほぼ全量が石川県七尾市の合板工場に持ち込まれています。

チップ用材 (C、D材) は、製紙用として県内のチップ工場に持ち込まれるほか、未利用間伐材を主な燃料とした木質バイオマス発電所が、平成 27 年 5 月から射水市内で稼働しており、安定的な需要先が確保されたことから、利用量が増加しています。



4 製材用素材需要量

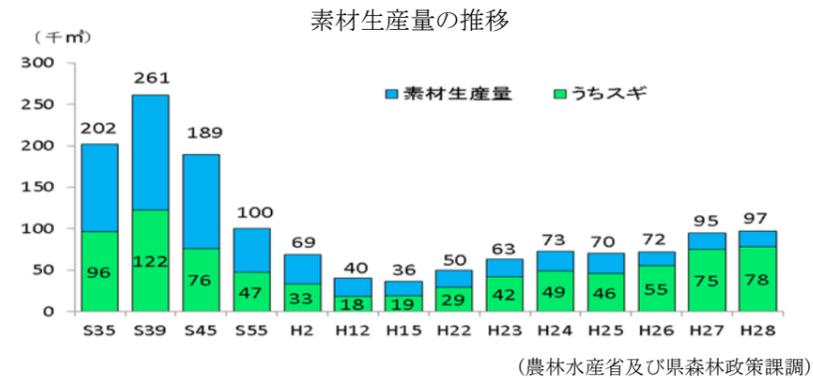
かつて本県は、我が国有数の北洋材の集積地であり、富山新港周辺の大規模製材工場から全国に製材品を出荷する重要な地場産業となっていました。木材需要の減少と平成 19 年以降のロシア政府の輸出関税の引き上げによって、丸太の輸入が激減しました。

こうした中、北洋材を取り扱う製材工場は減少しましたが、一部では、県産材を含めた国産材への原料転換が進んでいます。

また、令和 3 年春頃から、米国や中国を中心とした世界的な木材需要の増による海外からの木材輸入量の減少に伴い、その代替として国産材需要が旺盛となっており、県内においても県産材の需要が高まっています。

2 素材生産量

県内の素材生産量は、昭和 39 年の 26 万 1 千 m³ をピークに減少し、平成 15 年には過去最低となる 3 万 6 千 m³ となりました。その後、人工林資源が充実してきたことや、平成 21 年度から森林整備・林業再生基金を活用して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により搬出間伐を積極的に進めてきたことなどから、近年はスギを主体に増加しています。

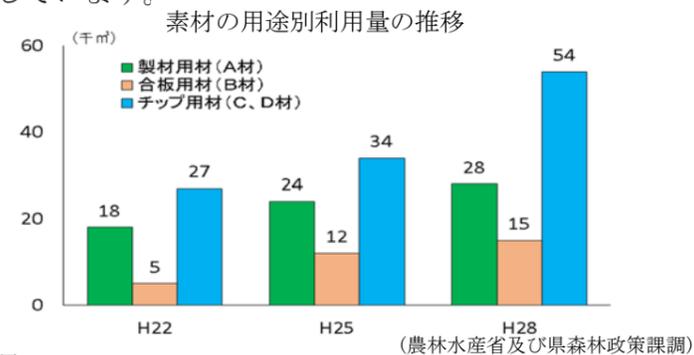


3 素材の用途別利用量

製材用材 (A材) は大半が県内の製材工場に持ち込まれ、主に建築用として加工されます。

合板用材 (B材) はほぼ全量が石川県七尾市の合板工場に持ち込まれます。近年、構造用合板は外材から国産材への原料転換が進んでいることから、県産材の利用量も大きく増加しています。

チップ用材 (C、D材) は、従来はほとんどが製紙用として県内のチップ工場に持ち込まれていましたが、平成 27 年 5 月、射水市内で北陸初となる未利用間伐材を主な燃料とした木質バイオマス発電所が稼働し、安定的な需要先が確保されたことから、利用量が増加しています。



4 製材用素材需要量

かつて本県は、我が国有数の北洋材の集積地であり、富山新港周辺の大規模製材工場から全国に製材品を出荷する重要な地場産業となっていました。木材需要の減少と平成 19 年以降のロシア政府の輸出関税の引き上げによって、丸太の輸入が激減しました。

こうした中、北洋材を取り扱う製材工場は減少し、一部では、県産材を含めた国産材への原料転換が図られています。

製材用素材需要量の推移

年次	H2	H12	H22	H25	H28	H29	H30	R1	R2
素材需要量	1,681	1,213	362	317	275	272	289	303	308
うち製材用①	1,521	1,139	313	270	197	194	209	223	219
外材②	1,486	1,117	251	183	108	106	127	120	121
②/①	97.7%	98.1%	80.2%	67.8%	54.8%	54.6%	60.8%	53.8%	55.3%
他県産材③	—	3	44	63	61	64	56	56	55
③/①	—	0.3%	14.1%	23.3%	31.0%	33.0%	26.8%	25.1%	25.1%
県産材④	35	19	18	24	28	24	26	47	43
④/①	2.3%	1.7%	5.8%	8.9%	14.2%	12.4%	12.4%	21.1%	19.6%

(農林水産省及び県森林政策課調)

5 素材価格

富山県森林組合連合会が実施している木材共販における県産スギ1m³あたりの素材価格(4m、20cm並材)は、昭和55年の36,000円をピークに下落し、平成29年には過去最低となる8,000円となりました。その後、令和2年においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下落したものの、翌令和3年には、木材需要の高まりなどから持ち直し、12月時点では13,300円となっています。



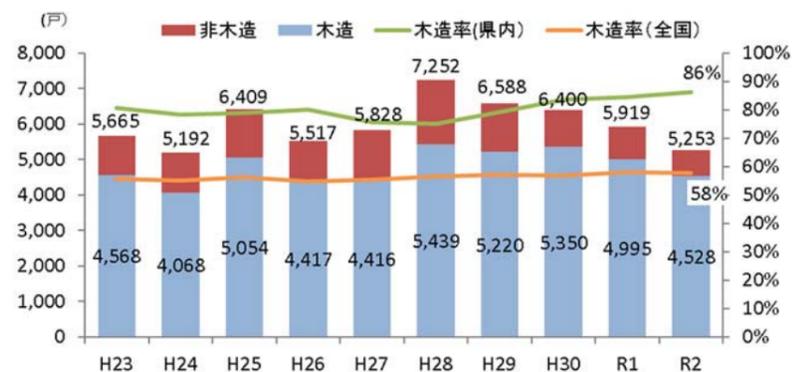
(県森林組合連合会調)

6 新設住宅着工戸数と木造率

木材需要の多くを占める住宅の着工戸数は、近年、減少傾向にあります。今後、人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、住宅需要についても低下すると見込まれています。

一方、県内の木造率は上昇傾向にあり、令和2年度は86%で、全国平均より30ポイント近く高くなっています。

新設住宅着工戸数と木造率の推移



(国土交通省及び県建築住宅課調)

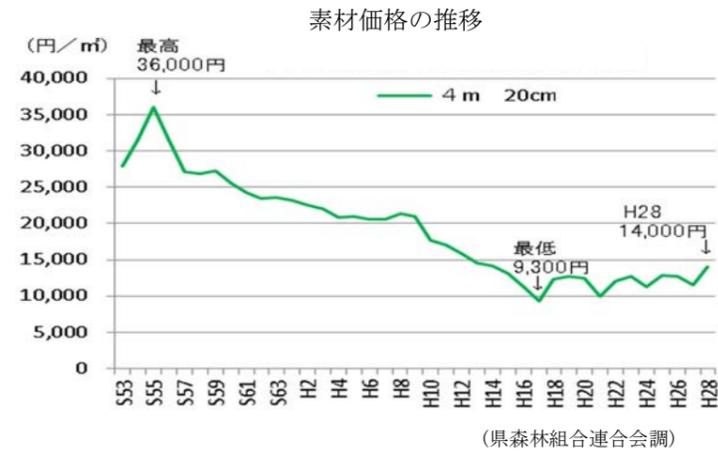
製材用素材需要量の推移

年次	2	7	12	17	22	23	24	25	26	27	28
素材需要量	1,681	1,488	1,213	992	362	356	291	317	292	261	275
うち製材用①	1,521	1,378	1,139	908	313	314	242	270	232	186	197
外材②	1,486	1,348	1,117	874	251	238	180	183	153	106	108
②/①	97.7%	97.8%	98.1%	96.3%	80.2%	75.8%	74.4%	67.8%	65.9%	57.0%	54.8%
他県産材③	—	—	3	6	44	49	35	63	60	47	61
③/①	—	—	0.3%	0.7%	14.1%	15.6%	14.5%	23.3%	25.9%	25.3%	31.0%
県産材④	35	30	19	28	18	27	27	24	19	33	28
④/①	2.3%	2.2%	1.7%	3.1%	5.8%	8.6%	11.2%	8.9%	8.2%	17.7%	14.2%

(農林水産省及び県森林政策課調)

5 素材価格

富山県森林組合連合会が実施している木材共販における県産スギ1m³あたりの素材価格(4m、20cm並材)は、昭和55年の36,000円をピークに下落し、平成17年には過去最低となる9,300円となりました。その後はやや持ち直し、平成28年は14,000円となっています。



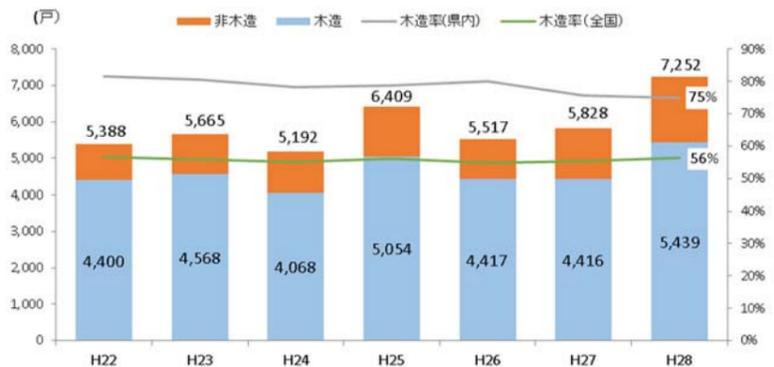
(県森林組合連合会調)

6 新設住宅着工戸数と木造率

木材需要の多くを占める住宅の着工戸数は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要や住宅ローン金利の低下、相続税対策としての貸家の増加などを背景に、近年持ち直しの傾向が見られます。

また、県内の木造率は75%で、全国平均より20ポイントほど高くなっています。

新設住宅着工戸数と木造率の推移



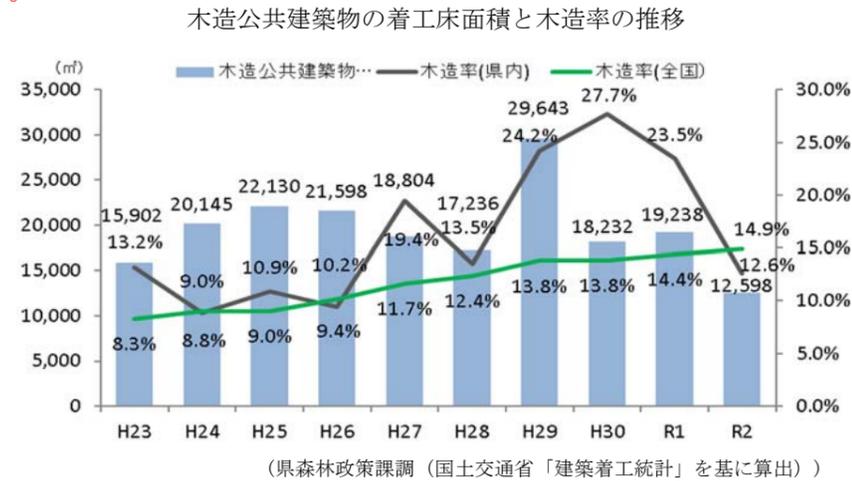
(国土交通省及び県建築住宅課調)

7 木造公共建築物の着工床面積と木造率

平成 22 年 10 月の「公共建築物等木材利用促進法」の施行を受け、県や市町村では公共建築物等の木材利用推進方針を策定し、公共建築物の木造化や内装等の木質化を進めています。

しかしながら、県内の木造率はその年度に着工した公共建築物の規模が大きく影響し、木造で建築することが難しい総合病院などの大規模施設が着工した年度は木造率が大きく低下する傾向にあります。

木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大した「改正木材利用促進法」の施行を受け、今後、民間建築物での木造化等の進展が期待されています。



第2章 基本的事項

1 県産材の利用促進の意義

- ・県内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業生産性の向上と県産材の需要拡大に取り組み、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めることは、森林の適正な整備・保全が図られ、森林の有する多面的機能の持続的発揮につながります。
- ・森林は大気中の二酸化炭素を吸収して木材の形で固定しており、その木材を住宅や家具等に利用することで炭素を長期間貯蔵可能なうえ、木材は鉄やコンクリートなどに比べ、製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、木材利用を拡大することは、二酸化炭素の排出削減にもつながり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献します。
- ・建築物の非木造化や、様々な分野で木材や木製品に代わって他の素材や製品が使われることが多い中、あらゆる分野で可能な限り県産材を優先して使用することで、県内の林業・木材産業等の振興と山村地域の活性化につながります。
- ・木材はコンクリート等に比べ高い断熱性を有しており、また、調湿作用や吸音性、衝撃吸収力などの優れた特性を有しており、県産材の利用を進めることで、県民の快適な住環境の形成、温もりと癒しをもたらす生活環境の実現に寄与します。

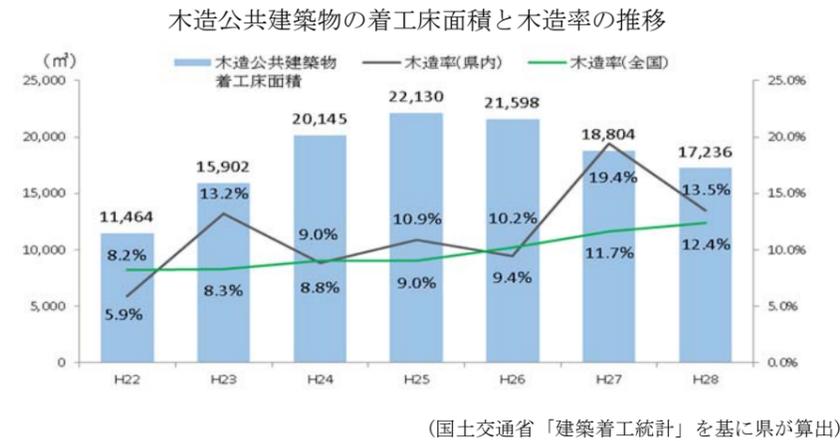
2 施策の基本的方向

- ・公共建築物及び民間施設の木造化や内装等の木質化、住宅への県産材の利用を促進し、需要の拡大を図るとともに、木材利用を拡大することが、森林の適正な整備や脱炭素社会の実現につながる旨の広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図ります。

7 木造公共建築物の着工床面積と木造率

平成 22 年 10 月の「公共建築物等木材利用促進法」の施行を受け、県や市町村では公共建築物等の木材利用推進方針を策定し、公共建築物の木造化が進められています。

また、県内の木造率はその年度に着工した公共建築物の規模が大きく影響し、木造で建築することが難しい総合病院などの大規模施設が着工した年度は木造率が大きく低下しますが、全体的には上昇傾向にあります。



第2章 基本的事項

1 県産材の利用促進の意義

- ・木材価格の低迷等により、林業採算性が悪化している中、本格的な利用期を迎えている県内の森林資源の循環利用（伐って→使って→植えて→育てる）を進めるため、林業生産性の向上と県産材の需要拡大に取り組むことで、森林の適正な整備・保全が図られ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることにつながります。
- ・樹木は大気中の二酸化炭素を吸収して木材の形で炭素を貯蔵しており、その木材を住宅や家具等に利用することは大気中の二酸化炭素の低減につながります。また、木材は鉄やコンクリートなどに比べ、製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、二酸化炭素の排出削減にもつながります。
- ・建築物の非木造化や、様々な分野で木材や木製品に代わって他の素材や製品が使われることが多い中、あらゆる分野で可能な限り県産材を優先して使用することで、県内の林業・木材産業等の振興と山村地域の活性化につながります。
- ・木材はコンクリート等に比べ高い断熱性を有しており、また、調湿作用や吸音性、衝撃吸収力などの優れた特性を有しており、県産材の利用を進めることで、県民の快適な住環境の形成、温もりと癒しをもたらす生活環境の実現に寄与します。

2 施策の基本的方向

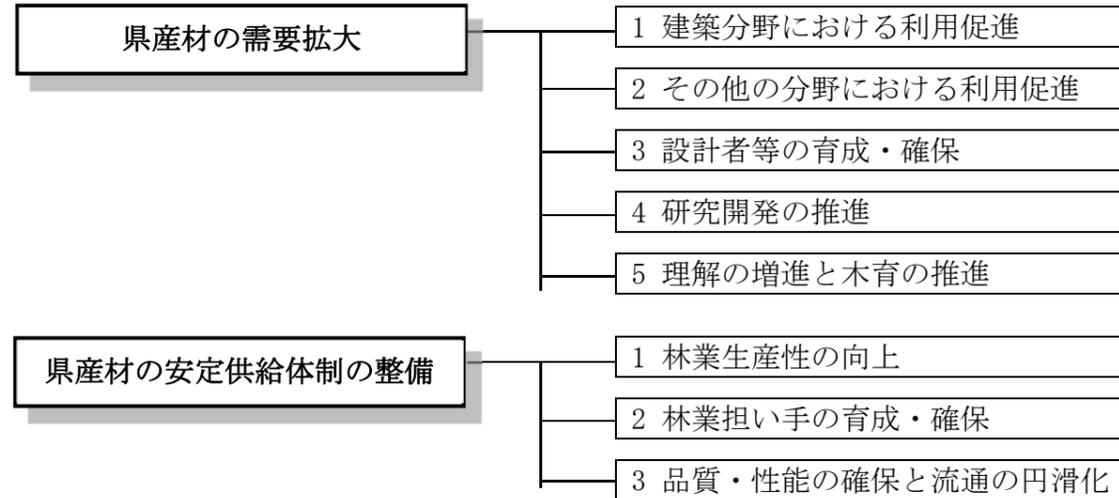
- ・公共建築物の木造化や内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産材の利用を促進し、需要の拡大を図るとともに、広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図ります。

改正木促法の施行に伴う修正
国基本方針との整合

改正木促法の施行に伴う修正

・低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備、森林クラウドの運用やスマート林業の普及、人材の育成・確保を進めるとともに、とやま県産材需給情報センターによる需給マッチングの円滑化により需要に応じた製材品を適時適切に供給できる体制を強化するなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による安定供給体制の整備を図ります。

3 施策の体系



4 県産材の供給及び利用の目標

基本計画では、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、国の森林・林業基本計画（令和3年6月14日閣議決定）やこれまでの県産材の供給及び利用状況、県内の木材加工施設の整備状況等を踏まえ、令和8年の目標を以下のとおり定めます。

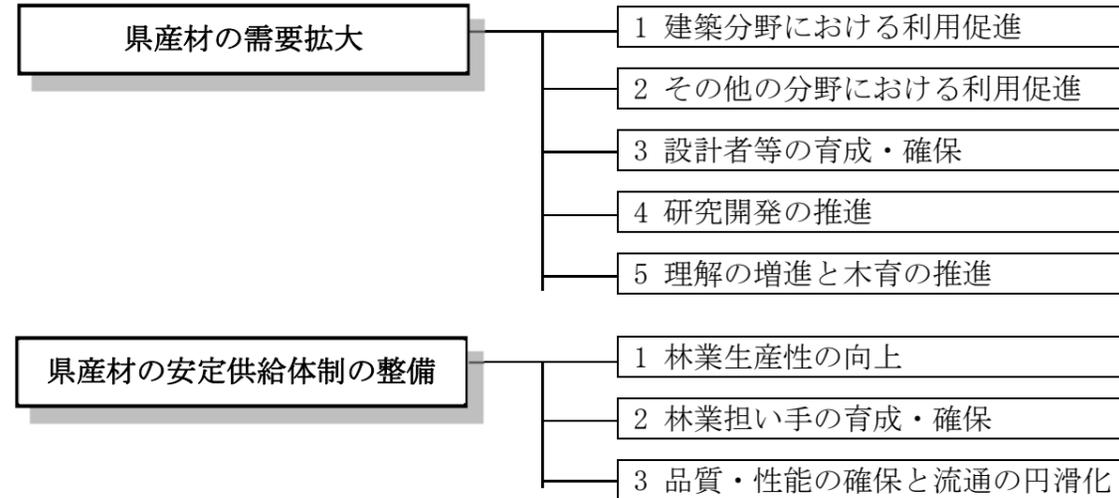
県産材利用目標量 (単位：千m³)

用途	平成28年【計画前】	令和2年【現状】	令和8年【目標】	増加量(率)
製材用材(A材)	28	43	51	8(119%)
合板用材(B材)	15	22	25	3(114%)
チップ用材(C、D材)	54	63	69	6(110%)
計	97	128	145	17(113%)

- ・製材用材(A材) 需要に応じた県産材の供給や県産材を使った住宅の建設促進、CLT(直交集成板)や木質耐火部材など新たな木製品の普及、民間建築物における木造化や内装等の木質化の進展、土木分野での県産材の利用促進を見込む。
- ・合板用材(B材) 構造用合板のほか、外材中心の型枠用合板やフロア台板用合板等の生産において、国産材への転換促進を見込む。
- ・チップ用材(C、D材) 稼働中の木質バイオマス発電施設や、木質ペレット製造施設での利用に加え、セルロースナノファイバーや木粉等の新たな用途での利用促進などを見込む。

・低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備や人材の育成・確保、需要に応じた製材品を適時適切に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による安定供給体制の整備を図ります。

3 施策の体系



4 県産材の供給及び利用の目標

基本計画では、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、国の森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）やこれまでの県産材の供給及び利用状況、県内の木材加工施設の整備状況等を踏まえ、平成33年の目標を以下のとおり定めます。

県産材利用目標量 (単位：千m³)

用途	平成28年【現状】	平成33年【目標】	増加量(率)
製材用材(A材)	28	36	8(129%)
合板用材(B材)	15	23	8(153%)
チップ用材(C、D材)	54	71	17(131%)
計	97	130	33(134%)

- ・製材用材(A材) 需要に応じた県産材の供給や県産材を使った住宅の建設促進、CLT(直交集成板)や木質耐火部材など新たな木製品の普及、土木分野での県産材の利用促進を見込む。
- ・合板用材(B材) 構造用合板のほか、外材中心の型枠用合板やフロア台板用合板等の生産において、国産材への転換促進を見込む。
- ・チップ用材(C、D材) 稼働中の木質バイオマス発電施設や、南砺市内で新たに整備する木質ペレット製造施設の利用計画量などを見込む。

時点修正

- ①スギ等の針葉樹は、今年度策定した地域森林計画における令和8年の間伐、主伐計画量から素材生産見込量を算出 ⇒ 約129千m³
 - ②広葉樹は過去5年間の生産量が今後も維持されることを見込む ⇒ 約16千m³
 - ③合計145千m³をR8の県産材利用目標量に設定
 - ④用途先別利用量は、R1、R2の2か年平均の13%増を見込む。
128千m³ ⇒ 145千m³ (13%増)
- A: (47+43)/2×1.13 ≒ 51
B: (23+22)/2×1.13 ≒ 25
C, D: (58+63)/2×1.13 ≒ 69

第3章 具体的施策

1 県産材の需要拡大に関する事項

(1) 建築分野における利用促進

①住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・県では、県産材の利用を促進するため、県産材を使用する木造住宅の新築及び増改築への助成を行っています。
また、一部の市町においても、市町産材を対象に同様の助成を行っています。
なお、これらの助成を受けて建設される住宅のほとんどは、県内の工務店等によって建てられています。
- ・県では、県産材を利用した住宅の建築に精通した工務店等を「とやまの木で家づくり応援工務店」として登録し、県民が県産材住宅を建築しやすい環境づくりを行っています。

<課題>

- ・住宅需要者に対し、引き続き、県産材利用への理解を醸成する必要があります。
- ・県産材を取扱う工務店等をさらに増やしていく必要があります。
- ・今後、増加が見込まれるリフォームの際に、県産材の積極的な利用を促進する必要があります。

<今後の取組>

- ・県産材を使った住宅建設に対する支援を引き続き行います。
- ・住宅需要者に対し、県産材をふんだんに使った住宅の事例紹介や見学会などを行います。
- ・普段から県産材を多く使っている工務店等における県産材の利用方法や調達方法などを広く紹介し、これまで県産材をあまり使用してこなかった工務店等への利用を促進するとともに、県産材の利用促進に取り組む工務店等への支援を検討します。
- ・リフォームの際に使用する内装材等の県産材製品を普及します。

②非住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・「公共建築物等木材利用促進法」(H22.10月施行)が改正され、木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含む建築物一般に拡大するとともに、木材利用の拡大を通じて脱炭素社会の実現に貢献することを目的とした「改正木材利用促進法」が、令和3年10月1日に施行されました。
- ・県及び県内全ての市町村において木材の利用の促進に関する方針を策定し、率先して、自ら整備する公共建築物の木造化や内装等の木質化への取組みを進めています。
- ・県では、市町村等に対し、公共建築物における木材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援を行うとともに、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対し、助成を行っています。

第3章 具体的施策

1 県産材の需要拡大に関する事項

(1) 建築分野における利用促進

①住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・県では、県産材の利用を促進するため、県産材を使用する木造住宅の新築及び増改築への助成を行っています。
また、一部の市町においても、市町産材を対象に同様の助成を行っています。
なお、これらの助成を受けて建設される住宅のほとんどは、県内の大工・工務店によって建てられています。
- ・県では、県産材に関する講座を受講した建築・設計関係者や木材関係者を「とやま県産材アドバイザー」として認定し、住宅への県産材利用についての情報提供やアドバイスをしています。

<課題>

- ・住宅需要者に対し、県産材利用への理解を醸成する必要があります。
- ・県産材を取扱う大工・工務店などを増やしていく必要があります。
- ・今後、増加が見込まれるリフォームの際に、県産材の積極的な利用を促進する必要があります。

<今後の取組>

- ・県産材を使った住宅建設に対する支援を引き続き行います。
- ・住宅需要者に対し、県産材をふんだんに使った住宅の事例紹介や見学会などを行います。
- ・「とやま県産材アドバイザー」による普及活動を強化し、普段から県産材を多く使っている大工・工務店における県産材の利用方法や調達方法などを広く紹介し、これまで県産材をあまり使用してこなかった大工・工務店などへの利用を促進します。
- ・リフォームの際に使用する内装材等の県産材製品を普及します。

②非住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、県では平成23年4月、「富山県公共建築物等木材利用推進方針」を策定するとともに、平成24年5月、林業、木材、建築関係者及び行政機関等からなる「富山県木造公共建築物等推進会議」を設置し、公共建築物等における木材利用を推進しています。
こうした中、県では、富山県美術館や県議会議事堂など、展示効果の高い施設の内装に県産材を積極的に使用しています。
- ・平成24年12月には県内全ての市町村において木材利用推進方針が策定され、市町村が整備する公共建築物の木造化や内装等の木質化への取組みが進められています。
- ・県では、市町村等に対し、公共建築物における木材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援を行うとともに、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対し、助成を行っています。

時点修正

改正木促法の施行に伴う修正

<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正木材利用促進法の趣旨に沿って、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、取り組む必要があります C L T（直交集成板）や木質耐火部材など新たな製品を普及し、県産材の需要を開拓する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 県産材利用のシンボルとなるよう、県が整備する公共建築物において、木造化や内装等の木質化を推進します。なお、県が整備する木造化等を推進する公共建築物の対象は、別途、定めます。 民間建築物における木材利用の取組みが進展するよう、公共建築物と同様の普及効果の高いモデル的な県産材利用の取組みに対し、支援を行います。 市町村等に対し、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対する支援を引き続き行います。 <ul style="list-style-type: none"> 県産材を利用する際に必要となる品質や調達方法等を解説した「県産材活用マニュアル」を活用し、設計者や事業者に普及することにより、民間建築物を含む建築物一般での県産材利用を促進します。 民間建築物を含めた建築物全体における県産材の利用を促進するため、C L Tや木質耐火部材等の新たな建築部材の普及や、木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、木材研究所による技術開発や技術支援を一層推進します。 <p>(2) その他の分野における利用促進</p> <p><現状及びこれまでの主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木工事では、治山・林道事業の残存型柵や、海岸林の防風柵、山腹工事等での丸太柵、自然公園施設整備事業の木道などに県産材が多く利用されているほか、新たな用途として木製床固工の開発にも取り組んでいます。 木質バイオマスでは、平成27年5月、射水市内で北陸初となる未利用間伐材を主な燃料としたバイオマス発電所が稼働し、低質材の安定的な需要先が確保されています。 木質ペレットについては、平成22年4月から富山市内で、平成30年9月から南砺市内で間伐材を原料とした製造施設が稼働しています。 <ul style="list-style-type: none"> 木質ペレットの利用については、県内最大規模のペレットボイラーが県中央植物園に設置されているほか、市町の公共施設にも設置されています。また、ペレットストーブは県や市町の公共施設や個人住宅などに設置されており、一部の市町では、個人住宅への導入に対する助成が行われています。 県では、公共施設等への県産材を使ったベンチやテーブル、遊具、木塀・フェンスなどの備品導入を支援しています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 治山・林道事業や自然公園施設整備事業以外の土木工事、工作物などでの県産材の利用を促進する必要があります。 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 県産材の利用に際し、建築設計事務所や事業者などの理解を醸成し、民間需要を喚起する必要があります。 C L T（直交集成板）や木質耐火部材など新たな製品を普及し、県産材の需要を開拓する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 県産材利用のシンボルとなるよう、県立大学の学生会館を木造で建設します。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村等に対し、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対する支援を引き続き行うとともに、C L Tなど新たな県産材製品の普及や、県産材の調達を建設工事に先行して行う「材工分離発注」、住宅用に使われるサイズの製材品を貼り合わせ、公共建築物に活用するなどの先進的な取組事例の普及、木材研究所による技術支援を一層推進します。 県産材を利用する際に必要となる品質や調達方法等を解説した「県産材活用マニュアル」を作成し、設計者や事業者に普及することにより、民間企業等が建築する店舗や事務所、倉庫などでの県産材利用を促進します。 <p>(2) その他の分野における利用促進</p> <p><現状及びこれまでの主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木工事では、治山・林道事業の木柵や残存型柵、補強土壁の壁面材、自然公園施設整備事業の木道などに県産材が多く利用されています。 木質バイオマスでは、平成27年5月、射水市内で北陸初となる未利用間伐材を主な燃料としたバイオマス発電所が稼働し、低質材の安定的な需要先が確保されています。 木質ペレットについては、平成22年4月から富山市内で間伐材を原料とした製造施設が稼働しており、平成29年度、南砺市内でも新たな製造施設の整備が進められています。 木質ペレットの利用については、県内最大規模のペレットボイラーが県中央植物園に設置されているほか、市町の公共施設にも設置されています。また、ペレットストーブは県や市町の公共施設や個人住宅などに設置されており、一部の市町では、個人住宅への導入に対する助成が行われています。 県では、公共施設への県産材を使ったベンチや会議用テーブル、児童用のロッカーや下駄箱、机・椅子などの備品導入を支援しています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 治山・林道事業や自然公園施設整備事業以外の土木工事、工作物などでの県産材の利用を促進する必要があります。 	<p>改正木促法の施行に伴う修正</p> <p>時点修正</p>
---	---	----------------------------------

<p>・県産材を活用したペレットなど、バイオマスの利用を一層促進する必要があります。</p> <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート型枠用合板や木製床固工などの普及により、県産材の新たな需要を創出します。 ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用を促進するため、県産材を使った製品や活用事例等の情報を提供するとともに、設計図や単価を定めるなど、発注者が設計しやすい環境を創出します。 ・防腐処理等を行い、耐久性を高めた県産材の工作物の利用を促進します。 ・木質バイオマスの利用を促進するため、公共施設等におけるペレットボイラー等の導入に対する支援を引き続き行います。 ・公共施設や普及効果の高い民間建築物における県産材を使った備品等の導入に対する支援を引き続き行います。 ・県産材を活用した家具や什器、クラフトなどの事例を広く紹介するなどにより、県産材の利用を促進します。 <p>(3) 設計者等の育成・確保</p> <p><現状及びこれまでの主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、市町村の建築技術者や建築・設計事務所の建築士などを対象に、公共建築物の木造化への理解を深めてもらうため、建設中の木造公共建築物の現地研修会、木造建築物の基礎的な設計技術の習得を目的とした建築講座を開催しています。 ・平成 25 年 3 月に公共建築物木造化の手引き「みんなの施設を木で造ろう。」を、平成 31 年 3 月には県産材活用の手引き「とやま生まれを、とやまで活かす。」を発行し、県のホームページに掲載するとともに、各種研修会などで活用しています。 ・建築を専攻する大学生や高校生などを対象に、「とやま県産材住宅設計コンペ」を開催し、木造住宅を設計する機会を設けています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正木材利用促進法の施行に伴い、民間建築物を含めた建築物全体における県産材の利用の促進に必要な技術の普及や木造建築物（特に中大規模）を設計することができる人材を育成する必要があります。 ・建築を学ぶ高校生などに対し、木造建築への興味や関心を高めてもらう取組みを推進する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中大規模の木造建築が可能となる C L T や木質耐火部材などの新たな製品への理解や、実際に建設される木造公共建築物等を題材に、設計から県産材の調達、施工、監理に至る一連の流れを現場で習得する機会を設け、関係団体等との連携により木造建築に関する知識、技術を有する人材を育成します。 ・高校生などの若い世代も対象に、伝統構法から最新の建築技術に至る様々な木造建築の魅力を伝える出前講座や現地見学会などを開催します。 	<p>・県産材を活用したペレットなど、バイオマスの利用を一層促進する必要があります。</p> <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート型枠用合板や地盤改良用木杭などの普及により、県産材の新たな需要を創出します。 ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用を促進するため、県産材を使った製品や活用事例等の情報を提供するとともに、設計図や単価を定めるなど、発注者が設計しやすい環境を創出します。 ・防腐処理等を行い、耐久性を高めた県産材の工作物の利用を促進します。 ・木質バイオマスの利用を促進するため、公共施設等におけるペレットボイラー等の導入に対する支援を引き続き行います。 ・県産材を使った備品の導入に対する支援を引き続き行います。 <p>(3) 設計者等の育成・確保</p> <p><現状及びこれまでの主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、市町村の建築技術者や建築・設計事務所の建築士などを対象に、公共建築物の木造化への理解を深めてもらうため、木造公共建築物推進セミナーや建設中の木造公共建築物の現地研修会、木造建築物の基礎的な設計技術の習得を目的とした建築講座を開催しています。 ・平成 25 年 3 月には公共建築物木造化の手引き「みんなの施設を木で造ろう。」を発行し、県のホームページに掲載するとともに、各種研修会などで活用しています。 ・建築を専攻する大学生や高校生などを対象に、「とやま木造住宅設計コンペ」を開催し、木造住宅を設計する機会を設けています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材を活用し、木造建築物（特に中大規模）を設計することができる人材を育成する必要があります。 ・建築を学ぶ高校生などに対し、木造建築への興味や関心を高めてもらう取組みを推進する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の建築技術者等に対し、中大規模の木造建築が可能となる C L T や木質耐火部材などの新たな製品への理解や、実際に建設される木造公共建築物を題材に、設計から県産材の調達、施工、監理に至る一連の流れを現場で習得する機会を設けます。 ・高校生などの若い世代も対象に、伝統構法から最新の建築技術に至る様々な木造建築の魅力を伝える出前講座や現地見学会などを開催します。 	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>改正木促法の施行に伴う修正</p> <p>国基本方針との整合</p>
---	---	---

<p>(4) 研究開発の推進</p> <p>＜現状及びこれまでの主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材研究所では、建築・土木など幅広い分野での県産材の新たな需要を創出するため、企業などと連携した製品開発を行っています。 ・供給量の増加が見込まれる県産スギ大径材を、梁材などの構造材として利用するための技術開発を行っています。 ・地震や積雪に対して安全・安心な木造建築技術の開発を行っています。 ・林地残材や樹皮などの未利用材、竹材の利用を促進するための技術開発を行っています。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中、公共建築物や民間の非住宅分野での県産材の利用促進を一層進めるための技術開発が必要です。 ・近年、全国各地で地震が頻発しており、耐震性の高い建築物へのニーズに対応するための技術開発が求められています。 ・2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来製品の代替を進めるため、木質系新素材等の開発が求められています。 <p>＜今後の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中大規模建築において県産スギ大径材が構造材として使われるよう、大断面の芯去り平角材や縦使い集成材、縦継ぎによる長スパン組合せ梁を開発します。 ・木造建築物の構造性能を高めるため、木材の摩擦を用いた高剛性接合部を開発します。 ・住宅用室内ドアや戸棚、収納、内装等の建築部材で使用されているプラスチックや金属等を木質材料に代替するための技術を開発します。 	<p>(4) 研究開発の推進</p> <p>＜現状及びこれまでの主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材研究所では、建築・土木など幅広い分野での県産材の新たな需要を創出するため、企業などと連携した製品開発を行っています。 ・県産スギ材を住宅用の梁・桁として、安心して設計者や施工者に利用してもらうため、使いやすいよう早見表の形で必要寸法を整理した「富山県産スギ材のスパン表」を作成しています。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増加が見込まれる県産スギ大径材を、構造材として外材や他県産材に代わって利用される技術の開発が必要です。 ・高い耐震性を有する木造住宅へのニーズに対応できる技術の開発が求められています。 <p>＜今後の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産スギ大径材を構造材として利用し易くするため、簡単に原木の強度等の測定ができる評価ツールの開発や、品質に優れた製品を供給するために必要な乾燥方法などの生産技術を開発します。 ・スギの圧縮と摩擦特性を活かし、地震エネルギーを吸収することができる高減衰耐力壁を開発します。 	<p>時点修正</p>
<p>(5) 理解の増進と木育の推進</p> <p>＜現状及びこれまでの主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、富山県木材組合連合会と共催で、平成20年度から「とやま木と住まいフェア」を開催し、県民に木の良さや木造住宅の普及・PRを行っています。また、NPOなどの民間団体が木製品の展示会や伐採見学会などのイベントを開催し、県産材の魅力を発信しています。 ・県では、県が開発した県産材遊具の貸出や、幼稚園・保育所等への導入を支援しているほか、小学生を対象に木作品を募集し、優秀作品を表彰する「とやまチビッ子とんから大将コンクール」を昭和62年度から開催するなど、木育を推進しています。 ・県では、保育士や幼稚園教諭などを対象に、木育の実践方法を学ぶセミナー及びワークショップを実施し、木育を実践できる人材の育成を進めています。 ・県では、県産材の魅力を発信し、県民の県産材利用に対する意識啓発を図るため、建築物における県産材の利用に関し優良な事例を顕彰する「とやま県産材建築物コンクール」を開催しています。 	<p>(5) 理解の増進と木育の推進</p> <p>＜現状及びこれまでの主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、富山県木材組合連合会と共催で、平成20年度から「とやま木と住まいフェア」を開催し、県民に木の良さや木造住宅の普及・PRを行っています。また、NPOなどの民間団体が木製品の展示会や伐採見学会などのイベントを開催し、県産材の魅力を発信しています。 ・平成29年5月28日に魚津桃山運動公園で開催した第68回全国植樹祭では、県産材の利用促進に向けた県民機運の醸成を図るため、大会のシンボルとなるお野立所や大会初となる木製テントなど、県産材を積極的に活用しました。また、全国植樹祭の100日前となる2月17日には、県産材の利用促進に向けたシンポジウムを富山市内で開催しました。 ・県では県産材遊具を開発し、イベントなどへの貸出や幼稚園・保育所等への導入を支援しているほか、小学生を対象に昭和62年度から「とやまチビッ子とんから大将コンクール」を開催するなど、木育を推進しています。 	<p>時点修正</p>

一部の市町では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃん誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート」を行っています。

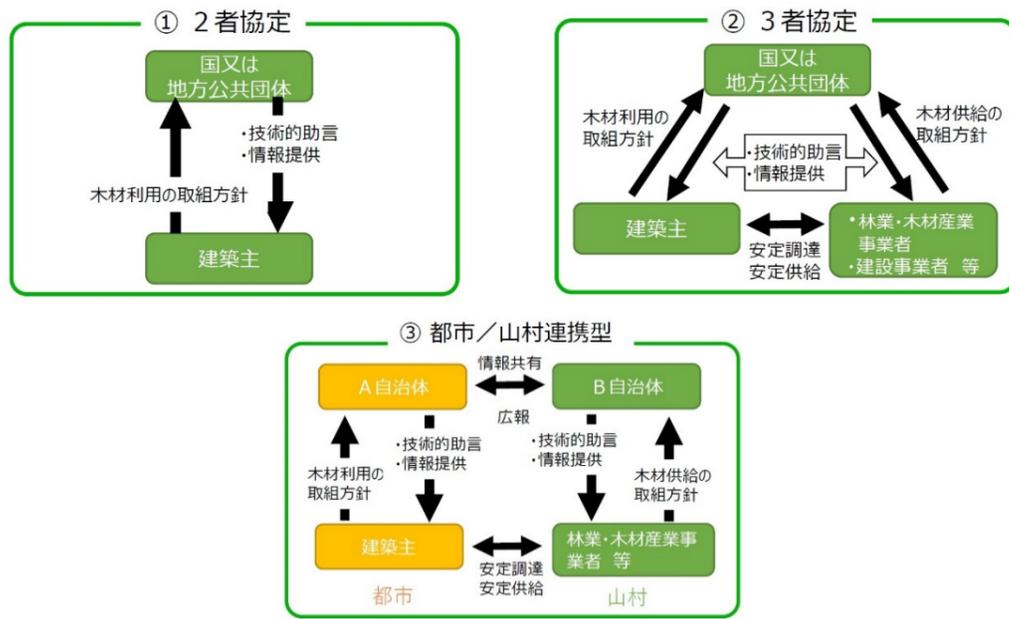
<課題>

- 県産材の利用に対する幅広い県民の理解を一層増進する必要があります。特に、民間事業者に対し、脱炭素社会の実現に貢献することなど、木材利用の意義について、理解の醸成を図る必要があります。
- 子供の頃から木に触れ、親しむ機会を増やすなど、木育を一層推進する必要があります。あわせて、木育を实践できる人材を育成する必要があります。

<今後の取組>

- 改正木材利用促進法により木材利用促進月間と定められた毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定め、木材利用促進の日（10月8日）を中心に、県、市町村、林業・木材団体などの関係者が連携・協力し、県産材の利用促進に向けたイベントなどの広報活動を重点的にを行います。
- 森林整備の促進や林業・木材産業の活性化を通じた地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献など、県産材を積極的に使うことの意義を分かりやすく示すとともに、県産材の活用事例などをリーフレットやホームページ等様々な媒体を活用し、広く県民に普及啓発を行います。
- 林業・木材団体などと連携し、市町村や建築関係団体、経済団体などに対し、県産材の利用に関する要請を行います。
- 民間事業者による県産材利用の取組みが進展するよう、改正木材利用促進法第15条の規定による「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知に努めます。

「建築物木材利用促進協定」締結のイメージ



「森の寺子屋」など、フォレストリーダーによる木育を一層推進するとともに、木育を实践できる人材の育成に努めます。また、児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具等の導入を支援します。

一部の市町では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃん誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート」を行っています。

<課題>

- 県産材の利用に対する県民（特に若年層(18～29歳)）の理解を一層増進する必要があります。
- 子供の頃から木に触れ、親しむ機会を増やすなど、木育を一層推進する必要があります。

<今後の取組>

- 毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定め、県、市町村、林業・木材団体などの関係者が連携・協力し、県産材の利用促進に向けたイベントなどの広報活動を拡充し、重点的にを行います。なお、イベントなどの広報活動は、特に大学生など若年層への普及を意識して実施します。
- 森林整備の促進や林業・木材産業の振興、地球温暖化防止への貢献など県産材を積極的に使うことの意義や、エネルギーコスト低減などのメリットを明らかにするとともに、県産材の活用事例などを紹介するリーフレットやホームページを作成し、広く県民に普及啓発を行います。
- 林業・木材団体などと連携し、市町村や建築関係団体、経済団体などに対し、県産材の利用に関する要請を行います。

「森の寺子屋」など、フォレストリーダーによる木育を一層推進するとともに、児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入を支援します。

改正木促法の施行に伴う修正

改正木促法の施行に伴う修正

時点修正

<p>・県産材の利用に関し、顕著な功績があったものや優良事例等を顕彰します。</p> <p>2 県産材の安定供給体制の整備に関する事項</p> <p>(1) 林業生産性の向上</p> <p>＜現状及びこれまでの取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界の明確化や施業の集約化による計画的かつ効率的な搬出間伐を推進しています。 ・県や市町村では、低コストで効率的な間伐材生産を図るため、作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入を支援しています。 ・森林研究所では、森林組合等が素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等を簡単に予測できる計算ソフトを開発し、現場への普及を図っています。 ・航空レーザ計測による高精度な森林資源情報の整備や関係者で情報共有できる森林クラウドを構築し、効率的な森林施業を推進しています。 ・県営林では、適切な森林管理を推進するとともに、積極的な立木売払を推進することにより、県産材の安定供給に努めています。 ・立山町座主坊県有林では、コンテナ苗を活用した主伐と再生林の一貫作業や、低密度植栽による低コスト化に取り組むことで、県内への普及を図っています。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な利用期を迎えたスギ人工林の計画的な主伐・再生林を推進する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・リモートセンシング技術やICTなど先進的な技術の実証・普及等を通じて現場実装し、林業事業者の生産性、安全性の向上を図る必要があります。 ・全国でバイオマス発電所の建設が進んでいることから、県内で稼働中の木質バイオマス発電所の主な燃料となる未利用間伐材を安定的に確保する必要があります。 <p>＜今後の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村、林業関係団体、研究機関等から構成される「富山県林業イノベーション推進協議会」を設置し、共同してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組めます。 ・森林クラウドの活用や地籍調査との連携により、森林境界の明確化などを一層効率的に進めます。 ・森林調査の効率化を推進するため、地上レーザを活用した毎木調査の実証、普及に取り組めます。 ・ドローンによる空中写真測量等、リモートセンシング技術を活用することにより、施工管理の低コスト化の取組を推進します。 ・ICT技術を活用した素材生産量等の把握や仕分け作業の効率化、労働安全の確保に必要な通信環境の改善など、素材生産現場におけるICT技術の実証、普及により、生産性及び安全性の向上を図ります。 ・路網整備や高性能林業機械の導入を引き続き支援します。 ・小規模・分散している主伐可能森林をとりまとめ、効率的な出材を引き続き促進します。 	<p>・県産材の利用に関し、顕著な功績があったものや優良事例等を顕彰します。</p> <p>2 県産材の安定供給体制の整備に関する事項</p> <p>(1) 林業生産性の向上</p> <p>＜現状及びこれまでの取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界の明確化や施業の集約化による計画的かつ効率的な搬出間伐を推進しています。 ・県や市町村では、低コストで効率的な間伐材生産を図るため、作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入を支援しています。 ・森林研究所では、森林組合等が素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等を簡単に予測できる計算ソフトを開発し、現場への普及を図っています。 <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な利用期を迎えたスギ人工林の計画的な主伐・再生林を推進する必要があります。 ・再生林や保育経費の低減に資する施業技術の開発・実証を推進し、現場への適用を図っていく必要があります。 <p>＜今後の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報の整備や地籍調査との連携により、森林資源情報の把握や森林境界の明確化を一層効率的に進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・路網整備や高性能林業機械の導入を引き続き支援します。 ・小規模・分散している主伐可能森林をとりまとめ、効率的な出材を促進します。 	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
---	--	-------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・県産材を取扱う製材業者の多くは小規模で在庫を多く持たず、公共建築物などの大量注文に対し、短期間での納材が難しい状況にあります。 ・川上から川下までの関係団体により設立された「とやま県産材需給情報センター」（事務局：富山県森林組合連合会、H30.4月設立）が、県産材の生産、供給情報と、製材工場等や工務店等建築施工者が求める県産材の需要情報を共有し、需給マッチングを円滑化する取組みを進めています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間土場等を活用し、用途別の丸太のストック機能を一層高める必要があります。 ・需要者のニーズに応じた県産材製材品の供給能力を一層高める必要があります。 ・川上から川下までの関係事業者の連携による県産材のサプライチェーンを構築し、工務店や建築業者が県産材製材品を調達しやすい環境を整備する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山土場での仕分けや中間土場の整備、木材加工施設等の整備を引き続き支援します。 ・木材研究所による製材工場と連携した木材乾燥技術の向上への取組みなど、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進します。 ・「とやま県産材需給情報センター」の活動を一層強化し、森林クラウドの普及により、森林の伐採予定量や山土場、中間土場、製材工場の在庫量などの供給情報と、建設予定物件の県産材使用量などの需要情報との連携、共有化を図るなど、需給マッチングの円滑化をより一層推進します。 ・「とやま県産材需給情報センター」を核とした川上から川下までの関係事業者の連携による県産材のサプライチェーンを構築するとともに、県産材製材品の規格リストの整備や標準価格の設定、ストック体制の構築などにより、建築現場等で求められる県産材製材品の安定供給体制の整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材を取扱う製材業者の多くは小規模で在庫を多く持たず、公共建築物などの大量注文に対し、短期間での納材が難しい状況にあります。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間土場等を活用し、用途別の丸太のストック機能を一層高める必要があります。 ・需要者のニーズに応じた県産材製材品の供給能力を一層高める必要があります。 ・工務店や建築業者が県産材製材品を調達しやすい環境を整備する必要があります。 <p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山土場での仕分けや中間土場の整備、木材加工施設等の整備を引き続き支援します。 ・木材研究所による製材工場と連携した木材乾燥技術の向上への取組みなど、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進します。 ・森林の伐採予定量や山土場、中間土場、製材工場の在庫量などの供給情報と、建設予定物件の県産材使用量などの需要情報の共有化を図るなど、需給マッチングの円滑化を推進します。 ・製材工場間の連携により、構造材や内装材などそれぞれの得意分野を活かした県産材製材品の供給を促進します。 	<p>時点修正</p>
--	---	-------------

3 県産材の利用促進に向けたロードマップ

3 県産材の利用促進に向けたロードマップ

各項の修正内容を反映

具体的施策（主なもの）

新規 → 拡充 → 継続 →

具体的施策（主なもの）

新規 → 拡充 → 継続 →

	取組事項	R4	R5	R6	R7	R8
需 要 の 拡 大	1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・ 県産材を使った住宅の建設促進 ・ 住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 ・ 民間建築物における普及効果の高いモデル的な県産材利用の取組みを促進 ・ 市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ とやま県産材活用の手引きを活用した設計支援 ・ CLTや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出					
	2 その他の分野における利用促進 ・ 県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・ 公共施設や普及効果の高い民間建築物への県産材を使った備品の導入促進					
	3 設計者等の育成・確保 ・ 県産材を活用し、民間建築物を含めた木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化					
	4 研究開発の推進 ・ 県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発 ・ プラスチックや金属等の建築部材を代替する木質材料の開発					
	5 理解の増進と木育の推進 ・ 「とやまの木づかい推進月間」における重点的な広報活動の展開 ・ 民間事業者への「建築物木材利用促進協定」制度の普及 ・ 「森の寺子屋」などによる木育の推進と木育を実践できる人材の育成 ・ 児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰					
安 定 供 給 体 制 の 整 備	1 林業生産性の向上 ・ リモートセンシング技術や ICT など先進的な技術の実証及び普及 ・ 効率的な森林境界の明確化の促進、路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・ 苗木の安定供給による優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進					
	2 林業担い手の育成・確保 ・ 年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・ 林業の魅力向上による新規就業者の確保 ・ 施業の効率化や安全性の確保のためのスマート林業技術を活用・実践する人材の育成					
	3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・ 山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・ 木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ とやま県産材需給情報センターの活動強化や、建築物等の需要情報と森林クラウドとの連携による需給マッチングのより一層の円滑化					

	取組事項	H29	H30	H31	H32	H33
需 要 の 拡 大	1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・ 県産材を使った住宅の建設促進 ・ 県産材アドバイザーによる住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 ・ 県立大学の学生会館を木造で新築（H32 春供用開始予定） ・ 市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ CLTや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出 ・ 県産材活用マニュアルを作成し、店舗や倉庫など民間の建築物での利用の促進					
	2 その他の分野における利用促進 ・ 県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・ 公共施設等への県産材を使った備品の導入促進					
	3 設計者等の育成・確保 ・ 県産材を活用し、中大規模の木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化					
	4 研究開発の推進 ・ 県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発					
	5 理解の増進と木育の推進 ・ 毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」とし、普及活動を展開 （イベントの拡充、経済団体等への要請、普及啓発用リーフレットの作成など） ・ 「森の寺子屋」などフォレストリーダーによる木育の推進 ・ 児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰					
安 定 供 給 体 制 の 整 備	1 林業生産性の向上 ・ 効率的な森林資源情報の把握や森林境界の明確化の促進 ・ 路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・ 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進					
	2 林業担い手の育成・確保 ・ 年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・ 林業の魅力向上による新規就業者の確保					
	3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・ 山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・ 木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ 県産材の需給情報の共有化による需給マッチングの円滑化					

第4章 推進体制

1 県産材利用促進会議による連携強化

県産材の利用促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、条例第9条第1項に基づく「富山県県産材利用促進会議」(H29.6月設置)において課題を共有するとともに、関係者の連携強化を図ります。

また、必要に応じ、関係機関等からなる建築部会、土木部会を設け、情報共有等を図り、建築物の木造化や内装等の木質化、公共土木工事における木材利用の一層の推進を図ります。

2 施策の実施状況の公表等

県は、基本計画に基づく施策の実施状況を毎年公表するとともに、評価・改善を行い、次年度の施策に反映します。

第4章 推進体制

1 県産材利用促進会議による連携強化

県産材の利用促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、条例第9条第1項で定められている協議会として平成29年6月に設置した「富山県県産材利用促進会議」において課題を共有するとともに、関係者の連携強化を図ります。

2 木造公共建築物等推進会議の活用

林業・木材・建築関係団体及び市町村等の行政機関等からなる「富山県木造公共建築物等推進会議」において、公共建築物の木造化や内装等の木質化、公共土木工事における木材利用の一層の推進を図ります。

3 施策の実施状況の公表等

県は、基本計画に基づく施策の実施状況を毎年公表するとともに、評価・改善を行い、次年度の施策に反映します。

①メンバーや会議の内容が重複

⇒県産材利用促進会議に土木関係者を追加、公共建築物推進会議を廃止

②部会については、実質、形骸化していることから、情報共有を図るべき重要事項がある場合に、設置できるように設置要綱を改正